

平成22年度 高速道路無料化社会実験調査業務 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、中部地方整備局（以下「発注者」という）が実施する「平成22年度高速道路社会実験調査業務」（以下「本業務」という）に適用するものとする。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書第1編第1章総則」（平成21年4月中部地方整備局）（以下「共仕」という）に基づき実施する。なお、共仕については、中部地方整備局のホームページで確認するものとする。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/kiyun/index.htm>)

第2条 業務目的

本業務は、高速道路無料化社会実験（以下「社会実験」と言う、尚、今後実施予定の料金割引を含むものとする。）に関して、広域的な影響の分析・評価を実施するものである。

第3条 業務内容

1. 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1.1.1.1条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2. 分析対象地域

本業務は、社会実験が中部地方整備局管内全域の道路ネットワーク（以下、「道路ネットワーク」とする。）に及ぼす広域的影響を分析するものである。

なお、社会実験対象区間は下記4路線を予定している。

- ・伊勢自動車道（津～伊勢）
- ・紀勢自動車道（勢和多気～紀勢大内山）
- ・西富士道路（西富士～富士）
- ・安房峠道路（中ノ湯～平湯）

3. 交通量変化分析

1) 渋滞変化分析・検証

社会実験の影響による中部地方整備局管内全域の渋滞状況の変化について、「3）」及び「4）」のとおり分析・検証するものとする。

2) 交通量変化分析・検証

社会実験の影響によって、道路ネットワークに与える交通量変化を、「3）」及び「4）」のとおり分析・検証するものとする。

3) 分析・検証に用いるデータ

以下に示すデータを活用し、1) 及び2) の分析・検証を行うものとする。
なお、以下のデータは発注者より貸与するものとする。

- ・トラフィックカウンターの観測データ（約200箇所）
- ・VICSデータ
- ・民間プローブデータ
- ・別途業務にて実施する現地調査結果

4) 分析・検証対象時期

実験開始直後、繁忙期（お盆、年末年始）、交通安定期（秋を予定）

4. 道路交通利用変化分析

1) 道路交通利用変化分析

管内の道路利用者（一般、営業）への影響について、交通変化影響が見込まれる「2）」の時期において、公開されている既存のデータや、別途業務にて実施する現地調査結果（ヒアリング結果）を活用して道路交通利用変化の分析・検証を実施するものとする。

なお、上記分析・検証に伴い別途現地調査が必要となった際は調査職員と協議するものとする。

2) 分析・検証対象時期

実験開始直後、繁忙期（お盆、年末年始）、交通安定期（秋を予定）

5. 交通モード変化分析

1) 交通モード変化分析

社会実験による管内の交通モード（移動手段）の変化を、公開されている既存の統計資料や、別途業務にて実施する現地調査結果（ヒアリング結果）を活用して、交通モード変化の分析・検証を実施するものとする。

なお、上記分析・検証に伴い別途現地調査が必要となった際は調査職員と協議するものとする。

2) 分析・検証対象時期

実験開始直後、交通安定期（秋を予定）

6. 地域経済変化分析

1) 地域経済変化分析

社会実験による管内の地域経済の変化を、公開されている既存の統計データや別途業務にて実施する現地調査結果（ヒアリング結果）を活用して地域経済への影響を整理し、広域的課題の抽出及び社会実験の実施効果を分析するものとする。

なお、上記分析に伴い別途現地調査が必要となった際は調査職員と協議するものとする。

2) 分析対象時期

実験開始直後、交通安定期

第4条 使用する諸基準

本業務に使用する諸基準は、共仕第1201条に基づき行うものとするが、追加等がある場合は別途調査職員が指示するものとする。

第5条 資料の貸与

共仕第1112条に示す受注者の貸与する資料は、以下のとおりとし、貸与及び返却場所は中部地方整備局道路部地域道路課とする。

なお、4）、5）については、業務遂行にあたり複製した場合、業務完了時に当該データを破棄するものとする。

1) 平成11年度 道路交通センサス関係資料

2) 平成17年度 道路交通センサス関係資料

- 3) 平成21年度 道路交通流調査検討業務 報告書
- 4) 平成21年度民間プローブデータ
(2次メッシュ4116メッシュの12ヶ月分(平成21年3月から平成22年2月まで)、
DRM2003とリンク、15分単位)
- 5) 平成22年度民間プローブデータ
(2次メッシュ4116メッシュの11ヶ月分(平成22年3月から平成23年1月まで)、
DRM2003とリンク、15分単位)
- 6) 別途業務にて実施する現地調査結果
- 7) その他調査職員が必要と認めた資料

第6条 打合せ

共仕第1110条第2項の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は中部地方地方整備局とする。また、打合せ回数は5回を予定している。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者の出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

- ・業務着手時
- ・中間3回
- ・業務完了時

第8条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領(案)(http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm)」(以下、「要領」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取り扱いについては、調査職員と協議すること。

また、以下の項目について、業務着手前に調査職員と協議する。

- ・電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ・業務中の書類の取り扱い
- ・検査時の対応

第9条 成果品の提出

設計成果は、「要領」に基づき作成された電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出する。「要領」で特に記載の無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

なお、電子データ及び紙による成果品の提出の併用は行わないものとするが、特に必要となった場合は調査職員と協議するものとする。また、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時には検査官に提示出来るよう整理するものとする。

成果の提出先は、国土交通省中部地方整備局 道路部 地域道路課 とする。

第10条 管理技術者

「共仕」第1106条によるが、「共仕」第1106条3については以下に読みかえる。
3. 管理技術者は、設計業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験並びに入札説明書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者
- ・RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）

※「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

なお、これらと同等と認められるものは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定された者に限る）

第11条 照査技術者

「共仕」第1107条によるが、「共仕」第1107条2については以下に読みかえる。
2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験並びに入札説明書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者
- ・RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）

※「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

なお、これらと同等と認められるものは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定された者に限る）

第12条 配置管理技術者の手持ち業務量の制限

(1) 本業務に配置する管理技術者は、本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が(1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該配置管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ②当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第13条 TECRIS完了登録済みデータに対する訂正(削除)

共仕第1109条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正または削除を行おうとする場合においては、地域道路課の確認を受けた上で、(財)日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを地域道路課に提出しなければならない。

第14条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、共仕第1127条第1項に示すほか、以下に掲げるものとする。
 - ・なし
2. 「共仕」第1127条第5項に規定する書面に記載すべき事項は以下のとおりとする。
 - ・再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
 - ・再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手方それぞれ行う業務の範囲

第15条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は以下の事項に協力しなければならない。

- ・受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ・受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第16条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

以 上